

- 3) (あえて原判決からの参考引用) 非常用海水系ポンプ隠しの国の主張
(国が責任逃れをするために繰り出した国の騙しの筋書きであり、国の引っ掛けである。)
(なお、後述する最高裁判決は、国の主張に沿ったものになっています。)
(下記は、原審：第二審仙台高等裁判所20200930判決文の一部です。199頁の最後と200頁の最初を結合してあります。)

もつとも、一番被告らは、本件事故後に平成20年試算に基づく本件試算津波に対して対応することができる防潮堤を設置した場合のシミュレーションを行ったところ、本件試算津波は福島第一原発から南東方向の沖合に置かれた波源からの津波であったことから、福島第一原発の敷地南側から大きなものとなり、主要建屋が存在する10m盤に津波が流入してくるのは敷地南側からのみであるため、仮に本件試算津波を本件事故前に予想でき、高い波高が予測される場所(南側)にそれに応じた高い防潮堤を設置していたとしても、これでは敷地の北側、東側及び南側の全ての方向から到来した本件津波による浸水を回避できなかつたと主張する。

199

上記の国の主張に対するコメント

上記に出てくる(東電の)「平成20年試算」は下記である。

- 試し計算の結果からは、福島第一原子力発電所取水口前面で、津波水位は最大0. P. +8. 4m~10. 2m、1~4号機側の主要建屋敷地南側の浸水高は最大で15. 7mの津波の高さが得られた。(本編P21)

なお、上記に出てくる取水口前面の津波水位8.4m~10.2mはそれぞれ下記である。

A : <推本モデル>

1号機8. 7m、2号機9. 3m、3号機8. 4m、4号機8. 4m、5、6号機10. 2m。

上記試し試算を発電所設備に当てはめた場合、どのようなことが予見可能かという

- と、
- ①敷地東側からの津波は、発電所設備を守るための防波堤により数mは低減されるものの、非常用海水系ポンプ(津波の高さ5.4~6.1mまでに対応)が設置されている海拔4mの区画で最大8.4m~10.2mに達する。これにより、1号機~6号機の残留熱除去海水系ポンプが全滅し、運転中の全機が原子力緊急事態に突入し、運転中の全機がメルトダウンの危機に直面することが想定される。
 - ②敷地東側からの1号機~4号機への津波は最大のものでも9.3mであるので、1号機~4号機の主要建屋のある海拔10mの敷地へ津波が流入することはない。
 - ③敷地南側の津波は、発電所設備を守るための防波堤よりも南側のものであり、防波堤による低減効果がないので15.7mに達し、海拔10mの敷地へ流入する。主要建屋への影響は、敷地の南端に位置する4号機のみであり、被害は東側のように

全面的なものではなく下記のような限定的なものである。（なお、4号機の非常用ディーゼル発電機2台のうちの1台は空冷式であり、4号機建屋内ではなく運用補助共用施設に設置されているため4号機建屋内へ津波が流入したとしてもD/G本体が被害を受けることはない。）

主要建屋付近の浸水深は、4号機の原子炉建屋付近で約2.6m、4号機のタービン建屋付近で約2.0mとなるなどというものであった。

さて、

国が上記をどのようにちよろまかして結果的に最高裁を騙すことになったかという点、

・主要建屋が存在する10m盤に津波が流入して来るのは敷地南側からのみであるため、

（敷地東側から10m盤に津波が流入して来る試算にはなっていないかつ、
その手前の東側海拔4mの区画に津波が流入し非常用海水ポンプを全滅させる試算になっており、東側こそが真に対策が必要な試算結果である。）

・国は「津波が流入して来るのは敷地南側からのみであるため、」という言葉を使ってそれが全てであるかのようにさらりと流し、重要な設備が設置されている東側海拔4mの区画には何ら触れずに、東側海拔4mの区画の対策想起の機会を与えず、責任逃れをしようと企んでいるのである。

国が東電に命じて防潮堤を設置させていたとしても、

・防潮堤が設置されるのは敷地南側のみであり、

（敷地東側に防潮堤が設置されることにはならない。）

これでは、敷地東側から10m盤を超えて到来した3.11の津波の浸水を回避することはできなかった。（そして、主要建屋への浸水が電源を喪失させ、本件事故を引き起こした。）

（したがって、

・国が規制権限を行使して東電に対策を命じていたとしても（津波の流入が予測されていない東側には対策工事は行われず）東側からの津波流入による3.11事故は防げなかったのであるからして、

・国が規制権限を行使せず東電に対策を命じていなかったからといって、国が責任を問われることにはならない。したがって、国賠法1条一項に基づく損害賠償責任を負うことにはならない。）

以上が国の主張の補足説明である。

上記は、国が仕掛けたもっともらしい罠である。（というのが当サバの見立てである。）

事前予測による敷地東側からの9.3mの津波は、10m盤は超えないものの、10m盤より海側にある4m盤上の非常用海水系ポンプ（残留熱除去海水系ポンプ）5.4m～6.1mを全滅させることになり、これにより原子炉の除熱機能が失われ、モタモタしていたら炉心損傷になる。国には規制権限を行使し技術基準適合命令を発すべき責任があった。

このことは上記の国の主張ではネグレクトされ、上記の国の主張が全てであるかのような誘導をしているのである。

（裁判で不利になる証拠を持っていても提出義務はありませんが、相手方から求められることや、裁判所から文書提出命令を出されると、出さざるを得なくなります。）

東電の国の長期評価に対する対応は、国の主張するように南側に対応したものではなく、以下に示すように敷地東側の海水ポンプを意識したものになっています。

つまり、国の主張は机上の空論であり、騙しの企みなのです。

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

平成20年2月5日に長澤氏が酒井氏らに送信したメールには、武藤副本部長のお話として、山下所長経由でおうかがいした話ですと、海水ポンプを建屋で囲うなどの対策が良いのではとのこと。

(下記、東電事故調査報告書20120620 本編pdf44枚目 (23頁) の一部分)

- 平成20年7月31日に武藤原子力・立地本部副本部長、吉田部長らに対して土木調査グループから前回の打合せで示した試し計算を前提とした場合の再説明が行われた。津波対策については、一般的な方法として防波堤等を設置する案で例示したが、実際に設置できるか否かの施工の実現性は考慮せず、発電所沖合を設置場所としている。このため、建設費も概算であり、そのオーダーは数百億円、工期も意思決定から防波堤完成まで約4年と推定している。沖合に設置する防波堤の高さは、津波が超えない高さとし、この対策が実際にできたとしても、海水ポンプが設置されている敷地レベル (O.P. + 4.0 m) で水位の低減は1～2 m程度と説明している。ただし、防波堤長さを長くすれば建屋敷地レベルへの遡上は大幅に軽減され、建屋敷地レベルに数mの防潮堤設置で対応できるとしている。

(下記、別件-福島原発刑事裁判第1回公判-20170630-要旨告知された証拠より。)

甲A120 平成22年8月27日に東京電力社内で行われた第1回福島地点津波対策ワーキングの議事録と資料です。

議事録には、土木調査Gr (グループ) からの報告として、「土木側の対策として防潮堤の設置を検討していたが、『発電所設備は、守れても発電所周辺的一般家屋等に影響あるのは、好ましくない。』との社内上層部の意向があり、本検討中は中断中。」

機器耐震技術Gr (グループ) (電圧班) からの報告として、「推本のO.P. 10m以上の津波に対しては、既存の非常用海水系電動機では、機能を維持出来ないため、水密化電動機の開発について実現性の可否を含めて検討中。」「推本のO.P. 約10m津波の衝撃力に対する電動機及びポンプの耐力評価を行った結果、衝撃力に耐えられないという結果が出ており、津波対策として水密化電動機を採用する場合には、防潮堤、防護壁、建屋等の津波衝撃力緩和策及び漂流物防止策も同時に実施することが必須。」

などの記載があります。

本津波試算は、3.11の8年前には計算が可能であったことから、3.11の8年前に規制権限を行使して東電に対して津波対策を命じていれば、上記の事柄が一気に進み、あるいは除熱機能修復の準備が出来ていて残留熱除去系を見落とすことなく3.11発災後直ちに1～3号機の除熱機能の修復に着手していれば、あるものは放射性物質の飛散が食い止められていたか、あるものは圧力容器が底抜けしたものの格納容器損壊は食い止められていたか、あるものは炉心損傷はしたものの圧力容器の底抜けが食い止められていたか、またあるものは炉心損傷が避けられていた、そのいずれかに事故の進展が抑制されていた可能性が大きいのである。

なお、安全性を重視して運転停止命令を発して対策工事をしていれば、放射性物質が飛散することはなかったのである。

国の役割は大きくその責任は極めて重大なのである。

ちなみに、

(下記は、原審：第二審仙台高等裁判所20200930判決文の200頁の一部分です。)

「長期評価」の見解は、福島県沖の日本海溝寄りの海域のどこでも津波地震が発生する可能性があるというものであったが、平成20年試算は、東電設計において福島県沖海溝沿い領域に明治三陸地震の波源モデルを置いて実施されたものであり、代入する波源モデルや波源の設定位置が多少でも異なれば、シミュレーション結果の津波波高の数値や津波が到来する方向に違いが出てくることとなるから、一審被告らが結果回避義務を尽くすために被害の防止を検討する際の対象とすべき想定津波は、本件試算津波のようなピンポイントで特定される津波ではなく、個々のシミュレーションによって生ずる誤差をも考慮した安全裕度を踏まえた、本件試算津波から一定の幅を持った範囲の津波であったというべきであるから（前記第3節第2の5）、南側からの津波のみに対して防潮堤を設置すれば足りることはないというべきである。南側の防潮堤のみを高く

(下記は、原審：第二審仙台高等裁判所20200930判決文の201頁の一部分です。)

したがって、一審被告らの上記主張を採用することはできない。

(下記は、原審：第二審仙台高等裁判所20200930判決文の228頁の一部分です。)

第3 一審被告国の損害賠償責任とその範囲

1 一審被告国の損害賠償責任の成否

以上によれば、本件における経済産業大臣の技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、遅くとも平成18年末までには国賠法1条1項の適用上違法となったというべきであり、かつ、この時点においては経済産業大臣の過失も認められ、上記不行使と本件事故との因果関係も認められるから、一審被告国は、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を免れないというべきである。

確かに、残留熱除去システムを使用不能にするような原子炉にとって致命的な津波が福島第一原発に襲来していなければ放射性物質が飛散するような過酷事故は発生していなかった。しかし、残留熱除去システムを使用不能にするような原子炉にとって致命的な津波が福島第一原発に襲来したからといって放射性物質が飛散するような過酷事故への進展を防ぐことがまったく出来なかったのかと云うと決してそういう分けではなかったのです。

東京電力事故調査報告書 20120620 本編（概要版） pdf35枚目 には、

『 今回の事故は津波による浸水を起因として、多重の安全機能を同時に喪失したことによって発生しており、「長時間におよぶ全交流電源と直流電源の同時喪失」』と書かれており、

津波による一撃ですべての機能が同時に喪失したかのような書き振りになっていますが、事実は決してそうではありません。

その証拠に、同報告書の本編に下記のような記述があるのです。

東京電力事故調査報告書 20120620 本編 pdf351枚目 に、

『 今回、2,3号機については、原子炉隔離時冷却系の長時間運転に成功したが、』と書かれています。

その成功したとまで表現された長時間運転とは何時間かという、

東京電力事故調査報告書 20120620 本編 pdf346枚目 に、

『 2,3号機では、津波襲来後も原子炉隔離時冷却系（RCIC）などの高圧注水系が機能したことで、2～3日の対応時間を確保することはできた。』

と書かれています。

つまり、2～3日は原子炉の水位は保たれており、残留熱除去系を修復させる猶予時間は2～3日はあったということになります。

そのような修復のための猶予時間の確保に成功しながら、なぜ放射性物質が飛散するような過酷事故への進展を阻止することが出来なかったのでしょうか。

その原因について、同報告書の本編（概要版）に下記のような、津波による不可抗力が発生したかのような書き振りの記述があります。

東電事故調査報告書 20120620 本編（概要版） pdf35枚目

『 「長時間におよぶ非常用海水系の除熱機能の喪失」』

非常用海水系の除熱機能の喪失をそのまま放っておいてそれが長時間におよべば、除熱が出来ず炉心損傷が発生し放射性物質飛散という過酷事故にまで進展しまうのは当然のことです。

既出の3月26日のテレビ会議にあったように残留熱除去系を見落としていて、残留熱除去系の修復にはまったくの手付かずのままその間に放射性物質飛散という過酷事故にまで事故は進展してしまっていたのです。

当サイトの主張は、3月11日に残留熱除去系の修復に着手していれば放射性物質の飛散は抑制できたというものです。

なお、3月11日に残留熱除去系の修復に着手していたとしても放射性物質の飛散を抑制することが出来なかったということであるならば、その出来なかったことの立証責任が、本裁判が情報的に非対称である本裁判に鑑み、国側にあることを強く主張するものである。

（メモランダム：1号機は11日16時42分にバッテリーAが自然回復してICの運転が可能になっておりそもそも原子炉建屋内のICの2（A）弁と3（A）を手動で開ければ空中への除熱が可能でありICタンクへのろ過水等の給水を行えば長期の除熱が可能であったこ

と、1,2号機の計測電源は小型発電機で12日15時には復旧していたこと、3号機は代替注水への移行に失敗しなければ猶予期間を2日から3日へ伸ばすことが可能であったこと、8000tのろ過水タンクの水は11日19時18分には5900tが残留していたこと、モータ電源が喪失していても海拔40mの丘の上にあるろ過水タンクからの水頭圧差で代替注水が可能であったこと、ろ過水タンクの水は東電が設置した導水管で坂下ダムから給水されていたこと、6.9kV高圧電源車は17台駆けつけていたこと、残留熱除去系の2基のモータは6.9kVであること、電源ケーブルはあったこと、代替モータの有無は不明、いずれにしても2基の電動ポンプと熱交換器と配管だけのシンプルな構造だけで海水への除熱が可能である。

なお、移行のための原子炉圧力降下は12Vバッテリー10個によりSRVを8弁以上同時に開く急速減圧を行なうこと。)

東京電力「福島第二原子力発電所はなぜ過酷事故を免れたのか」

『事故を免れたポイント（福島第二原子力発電所）』

『格納容器内に蒸気(熱)を溜めておける時間内に海水ポンプ等の復旧に成功した。』

津波は過酷事故の端緒に過ぎなかった。端緒に過ぎなかったものの人間は全知全能ではないので過酷事故に至ってしまった。当然のこと過酷事故の端緒は事前に取り除いておかなければならなかった。ハード対応にしろ、ソフト対応にしろ。